

公益社団法人 福島県栄養士会定款 施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は定款49条により会務の執行に必要な事項を定める。

(職域協議会)

第2条 定款37条により次の職域協議会を置く。

- (1) 学校健康教育 (2) 公衆衛生 (3) 研究教育 (4) 勤労者支援
- (5) 地域活動 (6) 医療 (7) 福祉

2 前項の協議会は公益社団法人福島県栄養士会(職域名)協議会という。

3 職域協議会に会長を置き職域毎に定める会則により運営する。

(支 部)

第3条 定款38条により次の支部を置く。

- (1) 県北支部 (2) 県南支部 (3) 会津支部 (4) 相双支部 (5) いわき支部

2 前項の支部は公益社団法人福島県栄養士会(支部名)支部という。

3 支部に支部長を置き支部毎に定める会則により運営する。

(職域協議会及び支部による理事候補の確保)

第4条 職域協議会及び支部は、定款第24条第1項の理事選任決議に付される次の各号の員数の候補を得るよう努めなければならない。

- | | |
|------------|------|
| (1) 学校健康教育 | 1人以上 |
| (2) 公衆衛生 | 1人以上 |
| (3) 研究教育 | 1人以上 |
| (4) 勤労者支援 | 1人以上 |
| (5) 地域活動 | 1人以上 |
| (6) 医療 | 1人以上 |
| (7) 福祉 | 1人以上 |
| (8) 県北支部 | 1人以上 |
| (9) 県南支部 | 1人以上 |
| (10) 会津支部 | 1人以上 |

- (11) 相双支部 1人以上
(12) いわき支部 1人以上

第2章 会費及び負担金

(入会金及び会費)

第5条 定款第9条による会費は次のように定める。

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------|
| (1) 入会金 | | 1,000円 |
| (2) 正会員費 | 年額 (公社) 福島県栄養士会 | 7,500円 |
| | (公社) 日本栄養士会 | 6,500円 |
| (3) 賛助会員費 | 年額 一口 | 10,000円 (2口以上) |

(会費の納入)

第6条 会員は翌年の会費を前年度の3月31日までに納入しなければならない。

(負担金)

第7条 本会の研修会、その他の集会に必要な経費の一部または全部を参加した会員に負担させることができる。

- 2 前項の負担額は別途協議するものとする。

第3章 運営事業費

(職域協議会及び支部運営事業費)

第8条 職域協議会長及び支部長は会長に対し、2月末日までに、翌年度分の事業計画及び収入支出予算案を示し、職域協議会運営事業費若しくは支部運営事業費を申請することができる。

ただし、正当な理由があるときは、理事会の承認を得て期日を延長することができる。

- 2 理事会は、申請を基に審査して、承認したときは各運営事業費を交付することができる。

- 3 運営事業費を受理した職域協議会長又は支部長は、当該年度の3月31日までに会長に対し、事業報告及び収入支出決算書を提出しなければならない。

ただし、正当な理由があるときは、理事会の承認を得て、期日を延長することができる。

第4章 執行機関

(部の設置)

第9条 本会は事業の執行にあたり、総務、広報、研修、事業の各部を置く。

2 部長は理事の互選により選出する。

3 会長、副会長、常務理事は常務理事会を組織し、会務の執行について協議するものとする。

(委員会の設置)

第10条 理事会が必要と認めた時は委員会を設置することができる

第5章 旅費規定

(旅費規定)

第11条 次の会議等に出席する場合、その出席旅費を支給するものとする。

(1) 理事会

(2) 役員会議

(3) 支部及び協議会の要請による理事の出張、会議

(4) 上記以外の役員及び職員の出張

(5) その他会長が必要と認めたもの

2 前項で支給する旅費の基準は理事会において定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

一部改正(第4条) 平成26年2月2日から施行する。

一部改正(第4条) 令和3年6月12日から施行する。